第６０号議案

平成２５年度

亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成２５年度亀岡市簡易水道事業特別会計
補正予算（第２号）

平成２５年度亀岡市の簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，６５８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４６，８２２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

平成２６年３月７日提出

亀岡市長　栗　山　正　隆

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
１　使用料及び手数料		８０，７７８	△１，５１７	７９，２６１
	１　使用料	８０，７０３	△１，５１７	７９，１８６
５　財産収入		２６５	４３５	７００
	１　財産運用収入	２６５	４３５	７００
７　繰入金		５４，０７４	５，０９２	５９，１６６
	１　他会計繰入金	３５，７２３	△２７６	３５，４４７
	２　基金繰入金	１８，３５１	５，３６８	２３，７１９
８　繰越金		３，１６３	１，９３２	５，０９５
	１　繰越金	３，１６３	１，９３２	５，０９５
１０　市債		８，６００	△８，６００	０
	１　市債	８，６００	△８，６００	０
歳　入　合　計		１４９，４８０	△２，６５８	１４６，８２２

２　歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
１　管理費		８７，４３７	△２，３６８	８５，０６９
	１　施設管理費	８７，４３７	△２，３６８	８５，０６９
３　公債費		６０，０４３	△２９０	５９，７５３
	１　公債費	６０，０４３	△２９０	５９，７５３
歳　出　合　計		１４９，４８０	△２，６５８	１４６，８２２

第２表　地方債補正

変　更

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限　度　額	起債の方法	利率	償還の方法	限　度　額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 8,600 （ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額）	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 0 （ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額）	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。